

令和2年度 介護保険サービス事業者 集団指導

## 訪問看護 説明資料

令和2年8月

前橋市 福祉部 指導監査課

## 関係法令等

### 【基準条例】

- ・前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年前橋市条例第 41 号）
- ・前橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 24 年前橋市条例第 46 号）

### 【解釈通知】

- ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）

### 【報酬告示】

- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生労働省告示第 19 号）
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 127 号）

### 【留意事項通知】

- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号：別紙 1）

### 【基準の性格】

基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。

## 目次

1 実地指導における指摘事例	1
(1) 基準	2
(2) 介護報酬	7
2 行政処分等の傾向	
(1) 全国的な傾向	10
(2) 前橋市の処分事例	11
(3) 実地指導における指摘の多い事項	14
3 介護労働安定センターの支援事業	15
・介護労働安定センター紹介	
・無料コンサルタント相談申込	
・セミナー・講習会情報	

# 1 実地指導における指摘事例

指導監査課では、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として実地指導を行っています。

平成 30 年度及び令和元年度に実施した訪問看護事業所に対する実地指導の際に、改善指導事項として指摘した事例を掲載しますので、事業所において、類似の事例がないかご確認いただくとともに、介護保険制度の理解やサービスの質の向上のためにご活用ください。

## 【指摘事例の見方】

状況	実地指導において確認された不適切な状況
事例	実地指導において確認された具体的な事例
指摘	実地指導の結果として指摘した事項

○指摘事項の補足等

なお、掲載した事例は、実施指導の際に確認された状況等を一側面から簡潔に記した例となります。運営基準や介護報酬の算定の際に不明な点がある場合には、基準条例、解釈通知、報酬告示、留意事項通知などの関係法令をご確認頂きますようお願いいたします。

## (1) 基準

### 【人員基準】

#### 1 従業者の員数

状況	指定訪問看護ステーションの場合で、保健師、看護師又は准看護師の員数が不足している。
事例	・看護師等の退職や休職により員数が不足し、その状態が継続している。 ・勤務表上は配置されているが、訪問サービスに従事していない時間に訪問看護の業務を行っていたことが確認できないことにより、看護師等の員数が不足している。
指摘	指定訪問看護ステーションは、保健師、看護師又は准看護師を常勤換算方法で2.5以上配置してください。

#### 2 管理者

状況	訪問看護事業所の管理者について、併設入所施設の管理業務を兼務しており、訪問看護事業所の管理業務に支障があると認められる。
指摘	訪問看護事業所の管理業務に支障があると認められますので、当該兼務を行わないでください。

### 【運営基準】

#### 1 内容及び手続の説明及び同意

状況	重要事項説明書の内容に不備がある。
事例	営業日・営業時間等について、事業所の実態と相違している。
指摘	重要事項説明書における（営業日・営業時間）について、事業所の実態と相違していますので、改善してください。

○重要事項説明書の記載内容に不足がないか、実態との相違がないか、制度改正や報酬改定によって変更が生じないかなど随時確認してください。

#### <重要事項説明書に記載する事項>

- 運営規程の概要（利用料を含む）
- 看護師等の勤務の体制
- 事故発生時の対応
- 苦情処理の体制

（事業所苦情解決責任者、前橋市介護保険課、国民健康保険団体連合会などの相談・苦情窓口を記載）

- 利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項

## 2 心身の状況等の把握

状況	サービス担当者会議の記録を作成していない。
指摘	サービス担当者会議に出席した場合は、出席者名、開催時間、開催場所及び検討内容がわかるよう記録してください。

○指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たって、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければなりません。(条例第14条準用)

○サービス担当者会議を欠席した場合においても、出席者名、開催時間、開催場所及び検討内容がわかる記録を保存してください。また、あらかじめ居宅サービス計画の変更の必要性について意見を求められた場合にはその回答内容がわかる文書を保存してください。

## 3 計画に沿ったサービスの提供

状況	居宅サービス計画が受領されていない。
指摘	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問看護を提供しなければならないことから、担当介護支援専門員より現行の居宅サービス計画を受領してください。

## 4 計画の作成

状況	訪問看護計画にかかわるアセスメント及び評価等が行われていない。
事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントが初回の計画作成時のみしか実施されていない。</li> <li>・訪問看護計画を作成後に、アセスメントを実施している。</li> </ul>
指摘	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初回の計画作成時及び計画の変更時において、訪問看護の提供によって解決すべき問題状況の把握(アセスメント)を実施してください。</li> <li>・訪問看護計画の終了時に、当該訪問看護計画の実施状況に評価を行い利用者又は家族に説明してください。</li> </ul>

○アセスメントの実施日についても明確に記録します。

状況	指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を受けていない。
事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護計画を作成後に、主治の医師による指示を受けている。</li> <li>・訪問看護の内容が変更される場合に、主治の医師による指示を受けていない。</li> </ul>
指摘	訪問看護計画の作成(変更)前に主治の医師による指示を受けてください。

○指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければなりません。(条例第73条第1項)

○訪問看護計画の期間についても、主治医の指示に対応します。主治医の指示期間を超過した期間の訪問看護計画を作成することは認められません。

状況	計画の説明・同意・交付に不備がある。
事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の同意を得ていない。</li> <li>・利用者に計画書を交付していない。</li> </ul>
指摘	計画を作成した場合は、その内容について利用者又はその家族に対して説明するとともに、利用者の同意を得てください。また、利用者に作成した計画書を交付してください。

○同意について、家族等が代筆する場合は代筆者名を明らかにします。該当訪問看護事業所の従業者等が代筆することは認められません。

○同意について、利用者本人の心身の状況から署名が得られず、家族等もいないため代筆も不可能な場合は、その旨を記録してください。

状況	理学療法士等による訪問看護について、理学療法士等と看護師が連携して訪問看護計画書等を作成していない。
指摘	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を提供している利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、理学療法士等が提供する内容についても、一体的に含むものとし、看護職員（准看護師を除く。）と理学療法士等が連携して作成してください。

状況	援助内容が変更されたにもかかわらず、計画を変更していない。
指摘	訪問看護計画について、サービス内容に変更があった場合は速やかに、居宅サービス計画に沿って、訪問看護計画を作成するよう改善してください。

状況	居宅サービス計画に沿って計画を変更していない。
指摘	訪問看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならないことから、居宅サービス計画が変更された場合（要介護認定の更新時若しくは区分変更時又は心身の状態に変化があった時）は、訪問看護計画も変更してください。

### 【訪問看護ステーションの好事例】

- ・利用者と介護支援専門員、主治医、他の居宅サービス事業所とのパイプ役として、より適切なケアが行われるよう、積極的に連絡調整等を行っている。
- ・利用者と信頼関係を築き、より質の高いケアをスムーズに提供することを目的として、事業所内カンファレンスにおいて、利用者の心身の状況やニーズ等についてだけでなく、利用者にとこった出来事やイベント（家族旅行や趣味の行事等）を職員間で共有し、利用者とのコミュニケーションのきっかけを模索している。

## 5 サービス提供の記録

状況	サービス変更の理由が記録されていない。
指摘	居宅サービス計画どおりの利用ができなかった場合（利用時間の変更又は中止等）は、その理由を記録してください。

状況	サービス提供記録の開始・終了時刻の記録に不備がある。
事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供に係る実際に要した時間ではなく、居宅サービス計画に位置付けられた時間が記録されている。</li> <li>・開始時間及び終了時間の記載の漏れがある。</li> </ul>
指摘	指定訪問看護のサービス提供に係る開始及び終了時刻については、実際に要した時間を記録してください。

## 6 運営規程

状況	運営規程が実態と相違している。
指摘	運営規程における（従業員の員数等）について、事業所の実態と相違していることが確認されましたので、改善してください。

○市への届出状況とも相違がある場合は前橋市長に届け出てください。記載内容に不足がないか、実態との相違がないか、制度改正や報酬改定によって変更が生じないかなど随時確認してください。

### <運営規程に定める事項>

- 事業の目的及び運営の方針
- 従業員の職種、員数及び職務の内容
- 営業日及び営業時間
- 指定訪問看護の内容
- 利用料その他の費用の額

※その他の費用：通常の事業の実施地域以外の場合の交通費、死後の処置料

- 通常の事業の実施地域
- 緊急時等における対応方法
- その他運営に関する重要事項

## 7 掲示

状況	重要事項説明書等が掲示されていない。
指摘	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要（重要事項説明書）を掲示してください。

## 8 勤務体制の確保等

状況	勤務実績が適切に管理されていない。
指摘	指定訪問看護事業所における勤務実績を管理するとともに、人員基準を満たした配置を行っていることを明確にしてください。

状況	研修の実施記録が作成されていない。
指摘	事業所内研修を実施した場合は、実施記録を作成してください。

## 9 秘密保持

状況	個人情報を用いる場合の同意を得ていない。
事例	利用者本人の個人情報の使用については同意を得られているが、家族に関する個人情報の使用の同意が得られていない。
指摘	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得てください。

状況	事業所でない場所でケアマネジメントに関する記録を保管している。
指摘	指定訪問看護事業者は、利用者又はその家族の秘密が漏れることがないように、指定訪問看護における一連のケアマネジメントに関する記録（訪問看護計画書等）は、指定を受けた訪問看護事業所において保管してください。

## 10 事故発生時の対応

状況	ヒヤリハット事例について記録されていない。
指摘	ヒヤリハット事例については、小さなものでも挙げるようにし、記録を残すとともに、事業所内で情報共有し、事故防止対策として活用してください。

### 【変更の届出等】

状況	変更があったにもかかわらず、前橋市長に届出を行っていない。
事例	（管理者、運営規程等）に変更があったにもかかわらず、前橋市長に届出を行っていない。
指摘	介護保険法施行規則に定める事項に変更があった場合は、10日以内に前橋市長に届け出てください。

## (2) 介護報酬

実地指導において、誤って請求した介護報酬や加算が確認された場合には、自主的に点検を行った上で、保険者及び利用者に誤って請求した額を返還し、返還後には挙証書類を添えて報告していただくこととなります。特に、加算についての利用者の同意が得られていない例や算定要件に係る記録がない例が確認されていますので、十分ご注意ください。

### 1 基本報酬

状況	理学療法士等が訪問している利用者について、看護職員が初回訪問を行っていない。
指摘	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問看護を提供している利用者については、利用者の心身の状態を評価する観点から、初回の訪問は看護職員が行ってください。

○理学療法士等による訪問看護について、利用者の心身の状態等を評価する観点から、初回の訪問は理学療法士等の所属する訪問看護事業所の看護職員が行うことが原則です。また、少なくとも概ね3ヶ月に1回程度は該当事業所の看護職員による訪問により、利用者の状態の適切な評価を行います。

該当事業所の看護職員による訪問について、訪問看護費を算定しない場合であっても、訪問日、訪問内容等を記録する必要があります。(平成30年3月23日 平成30年4月改定関係Q&A (vol.1) 問21)

### 2 複数名訪問加算

状況	利用者の同意を得ていない。
事例	利用者又はその家族等へ説明は行っているが、署名により同意を得ていない。
指摘	同時に複数の看護師等により訪問看護を行うこと等について利用者又はその家族等の同意を得る場合は、署名により同意を得ることとしてください。



### 3 緊急時（介護予防）訪問看護加算

状況	24 時間連絡体制が不十分である。
事例	職員の退職等により夜間に常時対応できる職員が 1 名のみとなり、その状態が継続している。
指摘	利用者又はその家族等から電話等により意見を求められた場合に常時対応できる体制を整備しなければならないところ、不十分な体制であることが確認されましたので、適切な対応ができる体制を整備してください。

状況	利用者の同意を得ていない。
事例	他の重要事項と一体的な同意となっており、該当加算について説明し、同意を得ているか不明確となっている。
指摘	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う場合には当該加算を算定する旨を説明するとともに、利用者の同意を得てください。

### 4 ターミナルケア加算

状況	ターミナルケア計画及び利用者の同意について不備がある。
事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ターミナルケア計画が作成されていない。</li> <li>・ターミナルケアに係る支援体制について、利用者及びその家族等の同意が得られていない。</li> </ul>
指摘	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ターミナルケアに係る具体的な計画を作成してください。</li> <li>・ターミナルケアに係る具体的な計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てください。</li> </ul>

### 5 退院時共同指導加算

状況	退院時共同指導の内容について記録、交付していない。
事例	訪問看護記録書に記録されていない。
指摘	退院時共同指導加算の算定に当たっては、病院等の主治の医師その他の職員と共同して行った、在宅での療養上必要な指導（退院時共同指導）の内容について記録するとともに、利用者又はその看護に当たっている者に対して、文書により提供してください。

## 6 サービス提供体制強化加算

状況	個別具体的な研修計画の作成、実施がされていない。
事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の職員（管理者等）について研修が実施されていない。</li> <li>研修の目標及び内容等の計画が事前に作成されていない。</li> </ul>
指摘	全ての看護師等（理学療法士を含む）に対し、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施してください。

状況	看護職員の勤続年数について記録していない。
指摘	指定訪問看護事業所全ての看護師等について、勤続年数が3年以上の者の占める割合が100分の30以上であることが確認できるよう記録してください。

状況	定期的な会議に全ての看護師等が参加していない。
事例	非常勤や兼務の看護師等が会議に参加していない。
指摘	「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は看護師等の技術指導を目的とした会議」については、サービス提供に当たる全ての看護師等が参加するものとしてください。

